

規 則

埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十六号

埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例施行規則の一部を改正する
規則

埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例施行規則（平成十二年埼玉県規
則第九十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「みこ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。